

3小笠原環第596号
令和4年2月10日

小笠原村愛玩動物の適正な飼養
及び管理に関する審議会
会長 堀越 和夫 殿

小笠原村長 渋谷 正昭



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例の規定による諮問について

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

犬の繁殖を防止するための措置等について

2 諮問理由

犬の繁殖を防止するための措置等については、条例附則第8項において「村長は、村内の犬の飼養状況等を勘案し、犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

犬の繁殖を防止するための措置等について、猫に関して規定している「個体を識別するための措置」、「繁殖を防止するための措置等」及び「飼養上限数」と同様の規定を、犬についても規定すべきか否か、また、規定すべき場合はその内容に関するご意見をお伺いする。

以上